

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4046823号
(P4046823)

(45) 発行日 平成20年2月13日(2008.2.13)

(24) 登録日 平成19年11月30日(2007.11.30)

(51) Int.Cl.

A47F 1/12 (2006.01)
A47F 5/00 (2006.01)

F 1

A 47 F 1/12
A 47 F 5/00

B

請求項の数 2 (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願平9-349236
 (22) 出願日 平成9年12月18日(1997.12.18)
 (65) 公開番号 特開平11-178681
 (43) 公開日 平成11年7月6日(1999.7.6)
 (54) 審査請求日 平成16年11月4日(2004.11.4)

(73) 特許権者 000133157
 株式会社 T A N A - X
 京都府京都市下京区高辻通新町西入堀之内
 町277番地
 (72) 発明者 須永 卓也
 京都府京都市下京区高辻通新町西入堀之内
 町277番地 株式会社タナカヤ内

審査官 藤井 真吾

(56) 参考文献 実公平07-003968 (JP, Y2)
)
 特開平09-140521 (JP, A)
 特開平09-094141 (JP, A)
 特開平07-158243 (JP, A)
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】吹き抜け床複段陳列トレー

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも上下二段のトレー本体1に於いて、底壁2を除く上部の床の中央を前後に貫いた吹き抜け部3を設け、前記の吹き抜け部3によって左右に分断された床を吹き抜け床4とし、本体1どうしを横に連結する箇所を設けた、吹き抜け床複段陳列トレー。

【請求項2】

横に連結する箇所として、底壁2の周囲からスカート枠5を垂らし、一方の側壁6下のスカート枠5の中央から外側に向けてL字状に突出したL凸部7を設け、他方の側壁6下のスカート枠5の中央を窪ませて受け凹部8を設けた、請求項1記載の吹き抜け床複段連結トレー。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、陳列トレーに関する。

【0002】

【従来の技術】

従来の陳列トレーは一段の物が多く、複段に成了した物は下の段の物を取り出し易くする為に、上下段の間隔を広くしていた。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

20

一段の物は上の空間を有効利用できず、複段の物で上下段の間隔を広くした物では、間隔を広くする分だけトレーの側壁を縦長にする必要があるので、トレー本体が大きくなる他、縦長に成る事によって重心が高くなるので、安定性が悪くなる、という欠点が生じる。本発明では、上下段の間隔を狭くしても下の段の物を出し入れし易くできる、という課題の解決を目的とする。

【0004】

【課題を解決するための手段】

段どうしの間を広くする目的は、下の段に置かれた商品を取り出す為に、指を入れる隙間の確保であり、上の段の中央を前後に貫いた溝で吹き抜け部を設けて吹き抜け床を形成する事で、吹き抜け部が指入れの隙間と成るので、上下段の間を狭める事ができる。

10

【0005】

【発明の実施の形態】

本発明物は、透明樹脂或いは半透明樹脂を素材に用いて、インジェクション、つまり射出成形によって製造する。要部透視斜視図の図1に於いて、トレー本体1は、少なくとも二段設け、最下段の段を底壁2とし、上の段を床とし、床の中央を前後に貫く溝で吹き抜け部3を設け、この吹き抜け部3を有する床を吹き抜け床4とし、吹き抜け床4の正面端には塞き止め壁9を有しており、背面端には背壁10を有して塞き止めており、背壁10の中央も吹き抜け部3と同じ幅で縦に切り除かれて背除部11を有している事が望ましく、吹き抜け床4は側壁6と背壁10との上部領域に水平に取り付けられる事が望ましく、底壁2は前後に長い矩形を成しており、底壁2の周囲から下方にスカート枠5を垂らし、スカート枠5の両側の縁で、一方の下縁の中央から外側へ向けて水平に壁の厚み分だけ突出して折り上げられたL字形状でL凸部7を取り付け、他方の下縁の中央を壁の厚み分だけ窪ませて受け凹部8を形成し、一方の本体1のL凸部7に、他方の本体1の受け凹部8を嵌め込む事によって本体1どうしは横に連結され、底壁2の正面縁から正面壁12を垂直に折り起こし、天縁から正面方向へ水平に折り出して天額縁帯13を延設し、正面縁から適宜な角度を有して表示壁14を延設し、表示壁14の一方の側の天地からL字状のフック縁15を突出させてカードホルダー16を形成し、他方の側に有底の円柱形状でサンプル入れ17を形成しても良い。

20

【0006】

商品を陳列した状態で示した要部透視斜視図の図2に於いて、下段の商品18は底壁2の上に置き、上段の商品18は吹き抜け床4上に置き、商品18の形状は箱形状であっても良いが、頂部の基部を紐で束ねて束ね部19を形成した巾着状の物である方が都合が良く、下段の商品18の束ね部19は、吹き抜け部3から食み出しており、この食み出した束ね部19を摘み上げる事によって、下段の商品18を容易に出し入れでき、カードホルダー16には値札や商品名などを表示し、サンプル入れ17には、商品18が香料であった場合、香りのサンプルを入れた瓶を収納しておく。

30

【0007】

真っ正面の斜め上から示した要部透視斜視図の図3に於いて、本体1は三つのパーツから組み立てられており、スカート枠5と底壁2と表示壁14まで一体化した物を基礎にし、底壁2の両背角領域と側縁の中央と正面領域とに差込溝を設け、それらの溝へ、側壁と背壁と吹き抜け床とが一体化したパーツを差し込む事で固定し、背除部11を設ける事で側壁6のパーツは平たい形状に近づき、食み出し箇所が少ないので輸送時に割れる恐れが軽減される。

40

【0008】

【発明の効果】

上段の床を吹き抜け床にした事によって、下段に収納された商品を出し入れする場合、吹き抜け部から指を入れるか又は商品の頂部の食み出た箇所を摘まんで正面の開口部から取り出す事ができ、L凸部と受け凹部を設けた事で、複数のトレー本体を横に連結する事ができる。

【図面の簡単な説明】

50

【図1】要部透視斜視図

【図2】商品を陳列した状態で示した要部透視斜視図

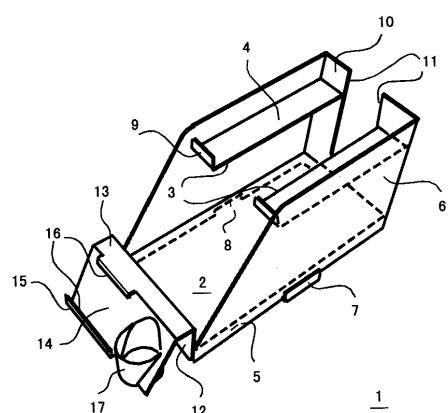
【図3】真っ正面の斜め上から示した要部透視斜視図

【符号の説明】

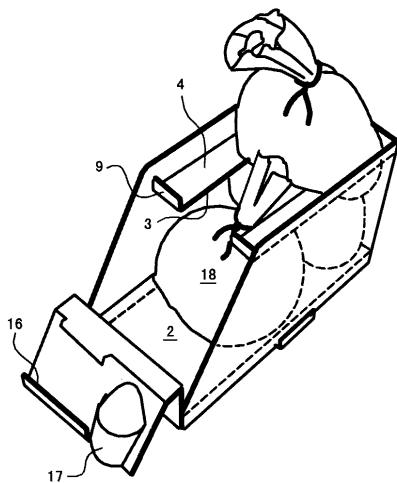
- 1 本体
- 2 底壁
- 3 吹き抜け部
- 4 吹き抜け床
- 5 スカート枠
- 6 側壁
- 7 L凸部
- 8 受け凹部

10

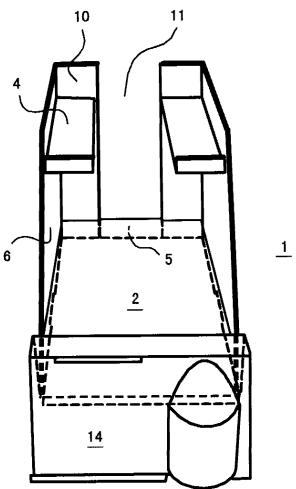
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

A47F 1/12

A47F 5/00